

週刊WEB

企業 経営

MAGA
ZINE

Vol.687 2020.8.18

ネットジャーナル

Weeklyエコノミスト・レター 2020年8月7日

高まる円高リスク

～円高の背後にあるもの

経済・金融フラッシュ 2020年8月11日

米雇用統計(20年7月)

～雇用者数は前月比176.3万人増、失業率は10.2%。

回復のモメンタムは低下も予想は上回る

経営 TOPICS

統計調査資料

景気ウォッチャー調査

(令和2年7月調査結果)

経営情報レポート

下げ止まりつつある国内景気

統計データによる2020年経済特性

経営データベース

ジャンル：入社・退職・休職 > サブジャンル：労働時間

労働時間の開始と終了
時間外労働の取扱い



京都税理士法人
KYOTO CERTIFIED TAX ACCOUNTANT COMPANY

京都本社
〒601-8328 京都市南区吉祥院九条町30番地1 江後経営ビル
TEL: 075-693-6363 FAX: 075-693-6565

滋賀本社
〒625-0059 滋賀県草津市野路1丁目4番15号 センシブルBLDG ZEN 6階
TEL: 077-569-5530 FAX: 077-569-5540

大阪支社
〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-1-3 大阪駅前第三ビル31F
TEL: 06-6344-1683 FAX: 06-6344-1578

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

ネット
ジャーナル

高まる円高リスク ～円高の背後にあるもの

ニッセイ基礎研究所

1 ドル円は4月以降、安定した推移を辿ってきたが、7月下旬ににわかに円高ドル安に振れた。ただし、実効レートで見た場合には円高ではなく、ドル安の側面が強い。



(資料) Bloomberg

2 そして、ドル安の主因として注目されているのは米実質金利の著しい低下だ。

実質金利の低下は一昨年秋から続いているもので最近始まったわけではないが、春以降、復興基金を材料にユーロがドル売りの受け皿として浮上しドル安の余地が拡大した。

対ユーロでのドル安進行でドル安の色彩が強まりドルが独歩安状態になったが、その際にドル安の主因として米実質金利低下がクローズアップされたものと考えられる。

3 3月以降は予想物価上昇率の急上昇が実質金利の低下を促しているが、最近の予想物価の上昇は原油高や景気回復期待

で説明できず、「悪い物価上昇に対する警戒感の高まり」の色彩を帯びている可能性が高い。米国の財政出動・金融緩和拡大は相対的にも大規模であることから、悪い形でのインフレに対する懸念が台頭し、予想物価の上昇に繋がっているとみられる。最近の円高ドル安は「悪いドル安」の側面が強いということになる。

4 今後も、この円高リスクは続くと見込まれる。新型コロナが終息しない限り、米国の経済活動正常化は望めず、米政府はさらなる財政出動を余儀なくされるためだ。FRBも大規模な金融緩和を続けざるを得ず、インフレ懸念のさらなる高まりによってドル安圧力が高まりかねない。

特に当面は円高への警戒が必要な時間帯になる。8月には「円高のアノマリー」が存在し、9月にはFRBがフォワードガイダンスを強化することで予想物価が上昇する可能性があるためだ。

いずれ新型コロナに有効なワクチンが普及すれば、米財政・金融政策の正常化が視野に入ってくることでドル高圧力が強まると予想しているが、その実現には不確実性が残るうえ、実現するとしてもまだ時間がかかりそうだ。

米雇用統計(20年7月) ～雇用者数は前月比176.3万人増、失業率は10.2%。回復のモメンタムは低下も予想は上回る

ニッセイ基礎研究所

1 結果の概要: 雇用者数、失業率ともに回復のモメンタムは低下も、市場予想は上回る
8月7日、米国労働省(BLS)は7月の雇用統計を公表した。非農業部門雇用者数は、前月対比で+176.3万人の増加(注1)(前月改定値:+479.1万人)と、+480.0万人から小幅下方修正された前月から雇用の伸びが大幅に鈍化した一方、市場予想の+148.0万人(Bloomberg集計の中央値、以下同様)は上回った。

(注1)

季節調整済の数値。以下、特に断りがない限り、季節調整済の数値を記載している。

2 結果の評価: 労働市場の回復モメンタムは低下、懸念される新型コロナの影響

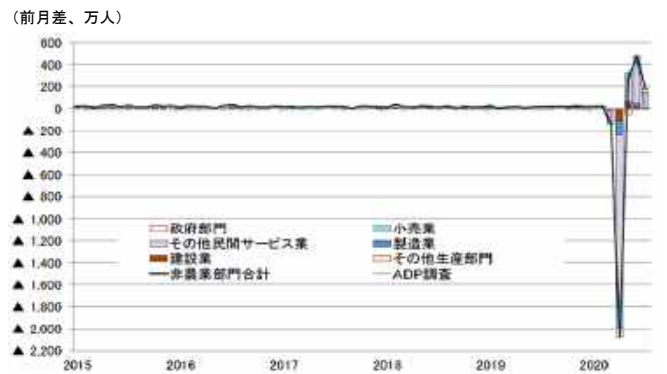
非農業部門雇用者数は前月比で3ヵ月連続の増加となったものの、7月の雇用増加ペースが6月から大幅に鈍化した結果、4月までの2ヵ月間で喪失した2,200万人の雇用に対して3ヵ月間の雇用増加数は928万人と、喪失分の僅か4割程度を回復するのに留まった。

雇用回復のモメンタムが低下しているため、雇用水準が新型コロナ流行前に戻るには相当な期間を要そう。

3 事業所調査の詳細: 娯楽・宿泊、小売りなどの雇用が引き続き大幅に増加
事業所調査のうち、民間サービス部門

は前月比+142.3万人(前月:+422.2万人)と3ヵ月連続の増加となったものの、前月から増加幅が縮小した。民間サービス部門の中では、娯楽・宿泊が前月比+59.2万人(前月:+198.1万人)となり、サービス業雇用増加分の4割超を占めたほか、小売業も+25.8万人(前月:+82.7万人)と大幅な増加となった。

非農業部門雇用者数の増減(業種別)



(資料) BLSよりニッセイ基礎研究所作成

(月次)

4 家計調査の詳細:

労働力人口は3ヵ月ぶりに減少

家計調査のうち、7月の労働力人口は前月対比で▲6.2万人(前月:+170.5万人)と3ヵ月ぶりに減少した。内訳を見ると、就業者数が+135.0万人(前月:+494.0万人)増加したものの、失業者数が▲141.2万人(前月:▲323.5万人)と失業者の減少幅が就業者数の増加幅を上回り、労働力人口を押し下げた。

景気ウォッチャー調査 (令和2年7月調査結果)

内閣府 2020年8月11日公表

今月の動き (2020年7月)

7月の現状判断DI (季節調整値) は、前月差 2.3 ポイント上昇の 41.1 となった。
家計動向関連DI は、サービス関連等が上昇したものの、小売関連が低下したことから横ばいとなった。企業動向関連DI は、非製造業等が上昇したことから上昇した。

雇用関連DI については、上昇した。

7月の先行き判断DI (季節調整値) は、前月差 8.0 ポイント低下の 36.0 となった。

家計動向関連DI、企業動向関連DI、雇用関連DI が低下した。

なお、原数値でみると、現状判断DI は前月差 3.3 ポイント上昇の 41.3 となり、先行き判断DI は前月差 9.4 ポイント低下の 35.4 となった。

今回の調査結果に示された景気ウォッチャーの見方は、「新型コロナウイルス感染症の影響による厳しさは残るものの、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、持ち直しへの期待がみられるものの、感染症の動向に対する懸念が強まっている。」とまとめられる。

1. 全国の動向

1 景気現状判断DI (季節調整値)

3か月前と比較しての景気現状に対する判断DI は、41.1 となった。

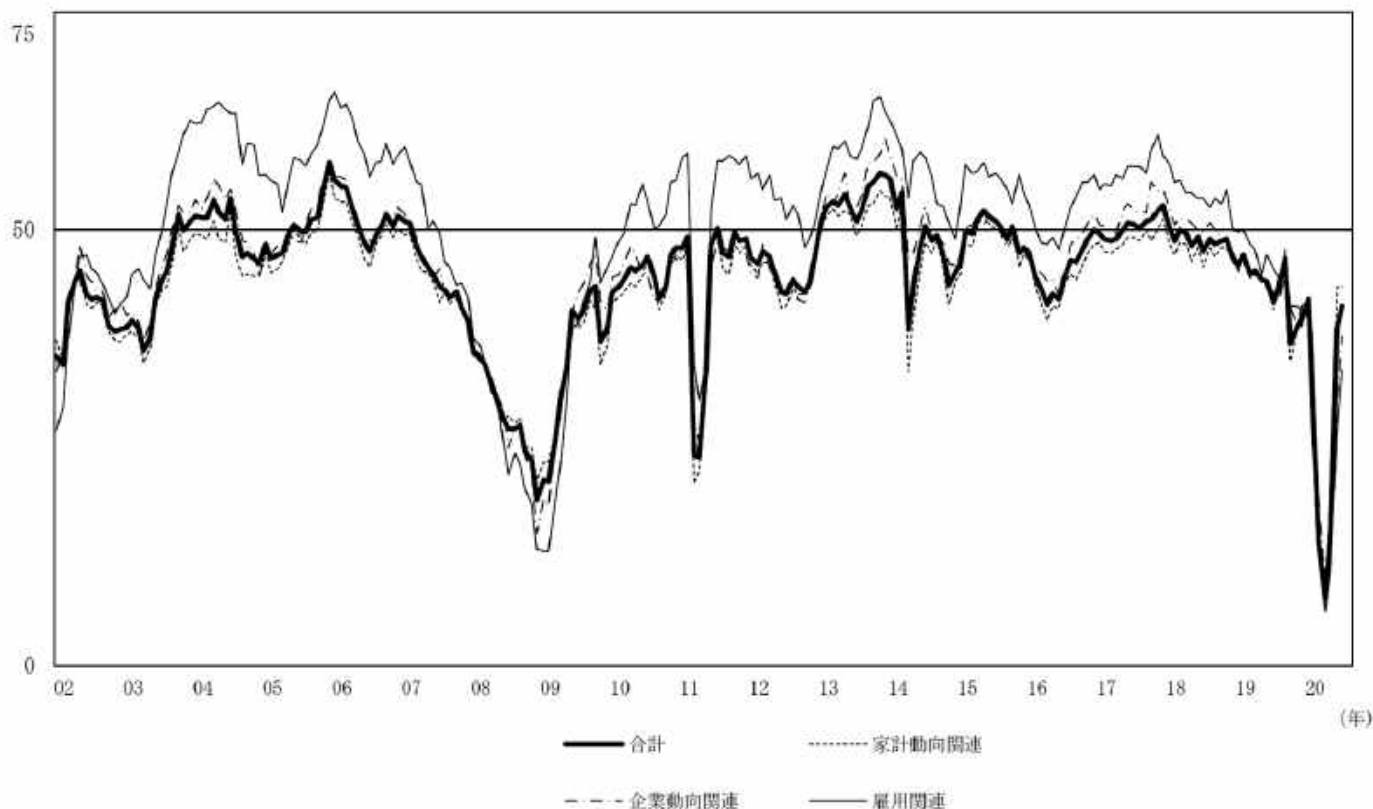
企業動向関連、雇用関連のDI は上昇し、家計動向関連のDI は変わらなかったことから、前月を 2.3 ポイント上回り、3か月連続の上昇となった。

景気現状判断DI (季節調整値)

(DI)	年 月	2020 2	3	4	5	6	7	(前月差)
合計		27.4	14.2	7.9	15.5	38.8	41.1	(2.3)
家計動向関連		26.1	12.6	7.5	16.4	43.3	43.3	(0.0)
小売関連		26.7	16.0	10.5	19.4	47.0	43.3	(-3.7)
飲食関連		16.0	0.7	-3.1	8.6	39.6	41.3	(1.7)
サービス関連		25.3	7.4	3.5	11.9	39.0	45.0	(6.0)
住宅関連		36.3	19.0	9.4	17.2	32.1	37.8	(5.7)
企業動向関連		30.1	19.2	9.9	15.0	30.4	37.8	(7.4)
製造業		31.0	21.7	12.1	16.6	30.0	36.9	(6.9)
非製造業		29.9	17.5	8.3	13.9	30.3	38.5	(8.2)
雇用関連		30.4	13.6	6.3	10.7	27.4	33.8	(6.4)

景気の現状判断D I (季節調整値)

(D I)



2 景気の先行き判断D I (季節調整値)

2～3か月先の景気の先行きに対する判断D Iは、36.0となった。

家計動向関連、企業動向関連、雇用関連のすべてのD Iが低下したことから、前月を8.0ポイント下回った。

景気の先行き判断D I (季節調整値)

(D I)	年	2020						(前月差)
	月	2	3	4	5	6	7	
合計		24.6	18.8	16.6	36.5	44.0	36.0	(-8.0)
家計動向関連		23.3	18.9	18.3	38.9	45.7	35.8	(-9.9)
小売関連		25.4	20.3	18.7	39.0	43.6	35.3	(-8.3)
飲食関連		12.9	12.2	16.8	34.7	45.3	33.7	(-11.6)
サービス関連		20.3	18.1	18.4	41.7	51.5	37.8	(-13.7)
住宅関連		29.8	17.3	15.5	29.3	39.8	34.4	(-5.4)
企業動向関連		26.3	19.2	13.9	31.3	39.9	37.6	(-2.3)
製造業		25.6	19.3	14.6	31.9	41.7	38.8	(-2.9)
非製造業		27.0	19.0	13.3	31.1	38.6	36.4	(-2.2)
雇用関連		29.9	17.6	11.4	31.5	41.9	33.7	(-8.2)

II. 各地域の動向

1 景気の現状判断D I (季節調整値)

前月と比較しての現状判断D I (各分野計) は、全国12地域中、11地域で上昇、1地域で低下であった。最も上昇幅が大きかったのは北海道(9.2ポイント上昇)で、最も低下幅が大きかったのは甲信越(1.9ポイント低下)であった。

景気の現状判断D I (各分野計) (季節調整値)

(D I)	年 月	2020 2	3	4	5	6	7	(前月差)
全国		27.4	14.2	7.9	15.5	38.8	41.1	(2.3)
北海道		27.3	15.7	8.3	12.9	33.4	42.6	(9.2)
東北		31.1	15.9	9.7	14.7	37.4	40.6	(3.2)
関東		27.9	13.3	8.4	12.7	37.3	39.4	(2.1)
北関東		28.8	12.0	7.2	13.7	37.6	39.8	(2.2)
南関東		27.6	13.8	8.8	12.3	37.2	39.2	(2.0)
東京都		24.5	11.5	6.9	11.5	38.7	38.4	(-0.3)
甲信越		27.5	12.1	7.5	17.1	38.2	36.3	(-1.9)
東海		26.2	15.3	9.0	15.8	38.6	40.1	(1.5)
北陸		28.7	14.7	5.5	9.5	43.0	45.9	(2.9)
近畿		25.1	12.7	5.8	17.1	37.0	41.1	(4.1)
中国		29.5	15.2	7.3	19.0	38.8	42.7	(3.9)
四国		29.4	13.8	6.9	15.5	40.4	45.7	(5.3)
九州		26.6	13.6	7.0	20.0	43.2	44.4	(1.2)
沖縄		28.8	14.3	10.4	17.5	43.4	45.9	(2.5)

2 景気の先行き判断D I (季節調整値)

前月と比較しての先行き判断D I (各分野計) は、全国12地域中、1地域で上昇、11地域で低下であった。最も上昇幅が大きかったのは北海道(0.5ポイント上昇)で、最も低下幅が大きかったのは沖縄(17.4ポイント低下)であった。

景気の先行き判断D I (各分野計) (季節調整値)

(D I)	年 月	2020 2	3	4	5	6	7	(前月差)
全国		24.6	18.8	16.6	36.5	44.0	36.0	(-8.0)
北海道		17.9	21.2	14.9	33.5	38.2	38.7	(0.5)
東北		27.3	19.9	18.6	37.3	40.1	35.5	(-4.6)
関東		25.3	18.6	16.1	35.7	42.9	36.1	(-6.8)
北関東		24.6	16.5	12.6	35.9	43.2	34.7	(-8.5)
南関東		25.5	19.5	17.4	35.6	42.7	36.6	(-6.1)
東京都		26.2	23.3	21.5	39.5	46.2	35.9	(-10.3)
甲信越		23.2	18.9	13.5	37.0	42.7	40.6	(-2.1)
東海		25.8	19.3	17.3	36.2	47.4	34.3	(-13.1)
北陸		16.3	13.3	14.1	33.2	49.4	35.1	(-14.3)
近畿		25.1	18.6	18.6	38.2	43.4	35.6	(-7.8)
中国		24.3	15.6	14.9	35.5	47.2	38.3	(-8.9)
四国		28.3	22.0	14.9	39.1	48.8	39.5	(-9.3)
九州		26.2	19.5	18.5	40.5	46.8	35.7	(-11.1)
沖縄		27.7	20.6	23.3	37.4	50.3	32.9	(-17.4)



経営

下げ止まりつつある国内景気 統計データによる 2020年経済特性

1. 2020年 日本経済の推移
2. 「売り手」優勢と捉えるべき労働市場
3. 景気回復を示す地域別の景況判断と雇用情勢
4. コロナ禍でも躍進する中小企業の取り組み事例



参考文献

『月例経済報告 2020年7月22日』内閣府 『景気ウォッチャー調査 2020年7月8日』内閣府政策統括官
 『地域経済報告～さくらレポート～2020年7月9日』日本銀行 『地域経済動向 2020年5月29日』内閣
 府政策統括官 『労働力調査 2020年6月30日』総務省労働局 『総務省統計局ホームページ』総務省統計局
 プレミアムレポート2020年4月22日』午野経済研究所 『令和元年通信利用動向調査 2020年5月29日』
 総務省 『企業経営情報レポート』1ページ（キャリアマップ）』厚生労働省

2020年日本経済の推移

本年5月25日に「緊急事態宣言」が解除され、国民生活、経済活動は、急速に動き始めています。また、政府は、特別定額給付金の支給や事業継続に資する各種補助施策などを続けており、社会・経済活動の回復を後押ししています。

このレポートでは、2020年の地域別経済動向について解説するとともに、企業の取り組み状況について紹介します。

■ 政府発表は「景気は極めて厳しい状況にあるが下げ止まりつつある」

本年7月22日に内閣府が発表した「月例経済報告」のなかで、経済の基調判断を以下のよう

景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる

- 個人消費は、このところ持ち直している。
- 設備投資は、このところ弱含んでいる。
- 輸出は、感染症の影響は残るものの、下げ止まりつつある。
- 生産は、総じてみれば、減少しているものの、このところ一部に持ち直しの兆しもみられる。
- 企業収益は、感染症の影響により、急速に減少している。企業の業況判断は、厳しさは残るものの、改善の動きがみられる。
- 雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっている。
- 消費者物価は、横ばいとなっている。

出典：内閣府 月例経済報告 2020年7月22日発表

また、同報告は、「先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待されるが、感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、令和2年7月豪雨等の経済に与える影響や金融資本市場の変動に十分留意する必要がある。」として、景気回復の準備は整いつつも感染の第2波・第3波の発生により、再び経済活動などが停滞する可能性も引き続き懸念されている事を示唆しています。

2

企業経営情報レポート

「売り手」優勢と捉えるべき労働市場

本年6月30日に総務省統計局が発表した「労働力調査」のなかで、「雇用状況」、「完全失業率」、「有効求人倍率」、「非労働力人口」に焦点をあて、以下の通りまとめました。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けての緊急事態宣言に伴う休業要請、自粛ムードによって、特に都市部での飲食店、小売店、サービス業、それに付随する卸売業などが事業の縮小を余儀なくされた結果、有効求人倍率の減少を招きましたが、アフターコロナ時代に成長が見込まれている業務領域も多いことから、依然売り手優勢と捉え、従業員の確保・定着・育成に目を向けていかなければならない状況であると考えられます。

■ 役員を除く雇用者数の増減推移

正規の職員・従業員数は 3,534 万人と前年同期に比べ 1 万人減少し、8ヶ月ぶりの減少です。また、非正規の職員・従業員数は 2,045 万人と同 61 万人減少し、3ヶ月連続の減少です。一方、役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は 36.7%と前年同期と比べ 0.6 ポイント低下している状況です。

(万人, %)

2020年 5月	男女計			男			女		
	実数	対前年 同月増減	割合	実数	対前年 同月増減	割合	実数	対前年 同月増減	割合
役員を除く雇用者	5580	-61	-	3000	-32	-	2580	-29	-
正規の職員・従業員	3534	-1	63.3	2331	-18	77.7	1204	18	46.7
非正規の職員・従業員	2045	-61	36.7	669	-14	22.3	1376	-47	53.3
パート	986	-37	17.7	121	-4	4.0	865	-33	33.5
アルバイト	421	-31	7.5	211	-9	7.0	209	-24	8.1
労働者派遣事業所の派遣社員	137	5	2.5	56	2	1.9	81	4	3.1
契約社員	293	7	5.3	159	1	5.3	134	6	5.2
嘱託	118	-7	2.1	74	-5	2.5	44	-2	1.7
その他	91	3	1.6	47	1	1.6	43	2	1.7

出典：総務省労働局 労働力調査 2020年6月30日発表

また、主な産業別の就業者数を比較すると新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けた「宿泊業・飲食サービス業」を筆頭に前年同月比で就業者数が減少し、「情報通信業」、「不動産業・物品賃貸業」、「医療・福祉」に関しては、就業者数が増加しています。

(万人)

2020年 5月	農業、 林業	非農林業	建設業	製造業	情報 通信業	運輸業、 郵便業	卸売業、 小売業	金融業、 保険業	不動産 業、物品 賃貸業	学術研究、 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関連 サービス業、 娯楽業	教育、 学習 支援業	医療、 福祉	サービス業 (他に分類 されない もの)
実数	217	6439	486	1041	239	361	1040	169	138	250	376	224	340	841	467
対前年同月 増減	-8	-68	-13	-27	15	10	-29	-5	10	-2	-38	-29	8	9	22
対前年同月 増減率(%)	-3.6	-1.0	-2.6	-2.5	6.7	2.8	-2.7	-2.9	7.8	-0.8	-9.2	-11.5	2.4	1.1	4.9

出典：総務省労働局 労働力調査 2020年6月30日発表

3

企業経営情報レポート

景気回復を示す地域別の景況判断と雇用情勢

地域別の経済動向は、内閣府が四半期毎に公表している日本の各地域の経済動向を調査した「地域経済動向」と日本銀行が四半期毎に公表している「地域経済報告」があります。

内閣府の「地域経済動向」は、概況、分野別の動き、地域別の動向、主要指標、参考資料から構成されており、日本銀行の「地域経済報告」は、各地域の景気判断の概要、地域別金融経済概況、参考計表から構成されています。本レポートでは、日本銀行の「地域経済報告」を中心にまとめました。この「地域経済報告」では、日本全国を北海道、東北、北陸、関東甲信越、東海、近畿、中国、四国、九州・沖縄の9地域に区分した上で地域毎の景況判断をしています。

■ 先行きの期待感が示された各地域の需要項目別の判断

以下は、日本銀行が示す各地域の需要項目別の景況判断です。需要項目別では、経済活動の再開で、個人消費に持ち直しの動きが見られるほか、設備投資でもリモートワーク対応でソフトウェア投資を急ピッチで進めるなどの動きがあり、先行きに明るい兆候も出ています。

	公共投資	設備投資	個人消費	生産
北海道	公共工事の発注の動きを示す公共工事請負金額は、高水準で推移している	2020年度の設備投資は、前年を下回る計画となっている	日用品や食料品が堅調に推移しているほか、家電販売では持ち直しの動きがみられている	輸送機械、電気機械、紙・パルプなどで減少しており、食料品では、持ち直しの動きが一服している
東北	震災復旧・復興関連工事を主体に高水準にある	製造業を中心に維持・更新投資や将来の需要増加を見込んだ能力増強投資がみられる	スーパーやドラッグストアは増加し、家電販売額は下げ止まっている	生産用機械等は、総じて増加している
北陸	増加している	引き続き能力増強・省力化投資がみられている	旅行取扱、ホテル・旅館の宿泊者数は、一部に政策効果による持ち直しの動きがみられている	化学は、横ばい圏内の動きとなっている
関東甲信越	高水準となっている	増勢が鈍化している	食料品、日用品、家電販売は、好調に増加している	輸送機械、電気機械、汎用・生産用・業務用機械などが減少している
東海	高水準で推移している	2020年度の設備投資は、前年を小幅に上回る計画となっている	サービス消費を中心に減少したあと、持ち直しの動きがみられている	自動車関連を中心とした生産調整は、5～6月にかけて一段と強まったあと、増産に転じつつある
近畿	増加している	増勢が鈍化している	家電販売額は、下げ止まりつつあり、百貨店販売額は、足もとでは下げ止まりの兆しがみられている	輸送機械関連を中心に幅広い業種・品目で減少している
中国	平成30年7月豪雨の復旧・復興需要がみられる中で、高水準で推移している	横ばい圏内の動きとなっている	大幅に減少したあと、足もと下げ止まりつつある	自動車、鉄鋼は、大幅に減少しているも電子部品・デバイス、持ち直している
四国	高水準となっている	高水準となっている	大型小売店の売上は、減少したあと、足もと持ち直しの動きがみられている	化学は、一部で弱めの動きがみられるが、全体としては横ばい圏内で推移している
九州沖縄	高水準で推移している	2020年度の設備投資（除く電気・ガス）は、製造業が前年を上回る一方、非製造業が前年を下回る計画となっている	スーパー、コンビニエンスストア売上高は、弱い動きとなっているも家電販売は、持ち直しつつある	化学は、国内向け、新興国向けを中心に高水準で推移している

出典：日本銀行 地域経済報告 2020年7月9日発表

4

企業経営情報レポート

コロナ禍でも躍進する中小企業の取り組み事例

■ サブスクリプションを導入し新しい生活様式に対応させた A 社の事例

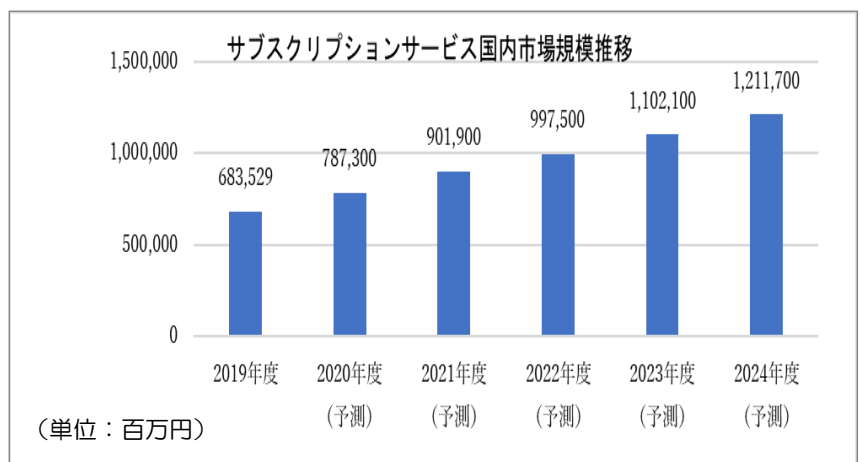
A社は、保育所向け紙おむつの定額制サービス「手ぶら登園サービス」を提供しています。「手ぶら登園サービス」では、紙おむつを保育所に直接届けるため、これまでのように保護者がおむつに名前を書いて持参する必要がなくなり、保育所にとっても保護者にとっても便利なサブスクリプションサービスです。サブスクリプションサービスとは、「定額料金を支払うことで、一定期間のサービスが受けられることを保証するサービス」のことで、「定額制サービス」という意味で昨今、業種・業態を問わず急激に新商品として導入されつつあります。

「手ぶら登園サービス」は、全国約 5,000 施設、26 の自治体で導入され、更なる拡大が見込めます。またこのシステムでは、新型コロナウイルスをきっかけとした「新しい生活様式」に対応するため、口座引き落としやクレジットカード支払いとすべく現金決済を廃止し、お知らせや連絡帳の ICT 化、オンライン保育の活用といった、これまで以上の利便性を提供していることで急成長しています。

■ A 社が提案する保育所での新しい生活様式への対応（同社ホームページより編集）

紙おむつは持参不要	現金決済の廃止	連絡帳を ICT 化	オンライン保育
			

2019 年度のサブスクリプションサービス国内市場規模（食品・化粧品類の定期宅配サービス分野等を含む）は消費者支払額ベースで、6,835 億 2,900 万円でした。2020 年度は前年度比 15.2% 増の 7,873 億円となることが予測されており、これまでにない商品やサービスの利用形態であることから注目を集めており、市場全体は徐々に拡大しています。



出典：矢野経済研究所 2020 年 4 月 22 日発表

労働時間の開始と終了

Q
uestion

労働時間の開始と終了とは、
どこからどこまでの範囲をいうのでしょうか。

A
nswer

一般に、労働時間とは「労働者が使用者の指揮命令に服し労務を提供している時間」のことをいいます。

しかしながら、労働時間を算定する場合におきましては、実際の労働時間の開始時間は、会社の敷地や建物に入ったときからなのか、実際に業務を始めたときからなのか、また、安全用作業着を着用したり、制服に着替えたときかなど、どの時点から労働時間となるか等の、始業時刻及び終業時刻に前後する時間の取り扱いが重要な問題になってきます。

この問題については、

- ① 使用者の命令があるかどうか
- ② 当該作業を行なうために必然的なもの、あるいは通常必要とされるものであるかどうか
- ③ 法令で義務づけられているかどうか

などの点から、労働時間に該当するかどうかについて判断され、具体的には次のようになります。

まず、会社の敷地や建物に入った時点では未だ使用者の指揮命令下にはありませんので、労働時間とはなりません。作業準備時間（たとえば原材料や製品の整理整頓、機械の点検調整等）、作業終了後の整理整頓・後始末（翌日の準備を含む）は、特に使用者の明示の命令がなくても本来の業務に付随して発生するものですから、労働時間に算入しなければなりません。

また、更衣時間については、労働者が任意に行う更衣時間は労働時間に含める必要はありませんが、あらかじめ義務づけられている制服の着脱時間や安全具の装着時間については労働時間となります。

なお、入門後職場までの歩行時間や着替え履き替えのための時間については、労働時間に含めるか否かは就業規則の定めに従い、定めがない場合には職場慣行によつた裁判例があります。

以上のことから、労働時間については、職種、勤務の特性、各々の職場慣行に応じて実質的にとらえる必要がありますので、労働時間の始期と終期について、上記の基準に則って、就業規則等で明確に定めておくことが望ましいでしょう。

Q
uestion

時間外労働の取扱い

休日振替を行った週の労働時間が40時間を超える時の時間外労働の取扱いを教えてください。

1. 法定休日と法定外休日

法定休日とは労働基準法に定められた休日のことで、毎週少なくとも1日、または4週間に4日以上与えなければならないとされている休日です。(労基法35条)。法定休日は仕事をする必要のない日として必ず与えなければなりません。またその法定休日に働かせる場合は、別途休日労働の賃金を支払う必要があります。法定外休日というのは、たとえば法定休日を日曜日と決めた企業で週休2日を採用している場合に土曜日を休日とした場合に、その土曜日が法定外休日といえます。法定外休日は通常は就業規則などに明記し

ますが、別段決めなくても労働基準法には違反することはありません。

2. 休日労働

休日労働となるのは、週1回または4週に4回の「法定休日」に労働した場合です。「法定休日」ではなく「法定外休日」に労働した場合は休日労働とはなりません。

休日労働をさせる場合は、以下が義務付けられています。

- ① 労働組合との三六協定の締結
- ② 労働基準局長への届出
- ③ 35%以上の割り増し賃金の支払い

つまり、休日労働の賃金は35%増しで支払わなければなりません。

3. 休日の残業

たとえばこの日に10時間労働したとしても、賃金は実労働時間10時間の35%増しのみでかまいません。通常ならば8時間を越えた部分(2時間)は時間外労働となりますが、法定休日の場合はもともと労働日ではないため時間外という概念が適用にならないからです。

法定外休日の賃金は1週40時間以内、1日8時間以内の労働時間の場合は通常の賃金となりますが、これを超えて労働する場合は時間外労働となり、割り増し賃金が必要となります。その場合は通常の割増賃金ですから25%増しとなります。

たとえば、法定休日が日曜日、法定外休日が土曜日で、週40時間を超えて両日とも働かせた場合は、**日曜日 = 法定休日 ⇒ 35%増し (休日労働)**、**土曜日 = 法定外休日 ⇒ 25%増し (時間外労働)** となります。